ලිලි

困難なときは

されます。

お口の健康チェックしてみませんか?

長崎県後期高齢者医療広域連合では、疾病予防や身体機能の向上を目的とした、 『お口"いきいき" 健康支援(口腔ケア)事業』を実施しています。

お口の中の衛生、かむ力、飲み込む力といった口腔機能向上は、食事をおいしく食べるだけでなく、 全身の健康や生活全体の活性化につながります。

対 象	後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方(県外居住者や医療機関等へ入院(所)の方 は除きます)
申込方法	長寿支援課または長崎県広域連合に電話等で申し込むか、受診を希望される歯科医院 を通じてお申し込みください。
受診方法	広域連合から送付された受診券により、3回を限度に受診ができます。
自己負担	無料

申込み期間は、平成23年12月22日(木)までです。

受診できる歯科医院は、長崎県歯科医師会加盟の歯科医院です。

問い合わせ、福祉保健部 長寿支援課 0920(58)1117

長崎県後期高齢者医療広域連合 095(816)3930



対馬市では認知症の高齢者を介護している方が集まりお互いの介護経験を話し合ったり悩みを打 ち明けたりする目的で集いを開催しています。

興味のある方、参加を希望される方はお気軽にお問い合わせください。

対象となる方 認知症の方を介護されている方で集いに関心のある方

問い合わせ、福祉保健部 長寿支援課 0920(58)1117

ます。 害基礎年金・遺族基礎 や死亡といった不慮の ると加算額がつきます。 10年以内であれば、 ひ活用しましょう。 合がありますので、 年金が受けられない場 事態が発生すると、障 の状態で、 を受けず保険料が未納 から納めることができ 免除された保険料は ただし、2年を過ぎ 保険料の免除や猶予 万一、障害 後 ぜ

は、一部が免除となる ば保険料の全額、 申請をして認められれ ることが困難な場合、 年の6月分までの1年 **度」などがあります。** 「保険料免除制度」や した年度の7月から翌 民年金保険料を納付す 免除の期間は、申請 経済的な理由等で国 部納付 (免除)制 また

が免除される場合があ の理由によって保険料 超えていても失業など ります。 範囲内である必要があ 前年所得が所得基準の 配偶者や世帯主などの るには、本人のほか、 ただし、 保険料の免除を受け 所得基準を

日時

い。で、ご注意くださ 間として取り扱われま 納めない場合は未納期 除された額の保険料を た期間については、 なお、 一部免除され 免

れます。 残りの保険料は免除さ ば保険料の一部を納付、 申請して認められれ の三種類があります 2分の1免除 部免除には、 4分の1免除 4分の3免除

【問い合わせ】 日本年金機構 095 (861) 長崎北年金事務所 1 5 8 2

ば保険料の全額が免除申請して認められれ 部納付(免除)制度 ります 要ですが、他にも添付 月1日から受け付け で、お問い合わせくだ 要な場合もありますの していただく書類が必 ん、年金手帳などが必免除申請には、印か 平成23年度分は、 ま す



全額免除制度



別館 性化センター 美津島地域活 9 7

場所

所 時 別館 対馬市役所 9 時 17 7 出張年金相談 月21日(木 時

日

場

長崎北年金事務所の